

議 事 録

議 長 ただいまから、令和6年8月定例農業委員会を開会させていただきます。

 まず、はじめに、携帯電話につきまして、会議中電源をお切りになるかマナーモードにさせていただくようお願いいたします。

 なお、この会議は農業委員会等に関する法律第32条に「総会は公開する」旨が規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものいたします。

事務局 傍聴者はありません。

 なお本日の委員会は、農業委員定数14名中14名の委員が出席とのことで、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の議事は成立していることをご報告申し上げます。

 また、推進委員は6名中5名の委員が出席されておりますので、併せてご報告申し上げます。

議 長 本日、ご審議をしていただく案件は3件、ご報告申し上げます案件は5件となっております。

 署名委員は、松浦委員と小澤委員です。

 最後まで、よろしくお願い申し上げます。

 それでは議案第22号案件の1番案件を議題とします。まず、事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請書について

【1番案件 朗読】

 なお、議案第22号のすべての案件における農地法第3条第2項各号の判断については、お手元の別添調査書のとおり、いずれも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

 以上でございます。

地区委員 それでは議案第22号1番案件につきまして、ご説明させていただきます。

【場所説明】

 元々この土地は、所有者の●●氏と●●氏が3年間の利用権設定をしていた土地でございまして、今年の11月30日までで満了をする予定でしたが、●●さんが土地を売りたいという強い希望がございまして使用貸借の契約を解約されま

した。譲受人の●●氏は●●でニンニク栽培される予定で、その案件は近々に農業委員会にかかっていましたが、わりときれいにしておられるらしいとお聞きしましたが、この土地につきましても、無農薬でニンニクを作りたいというご希望でございます。ただ、●●氏がラウンドアップを使用されていたので、8月頃から作付けをするのですけれども、今年は無農薬のニンニクの作付けはできないということで、秋にエンバクをまき、育てるようというお考えです。来年の夏が終わってから、ニンニクの本格的な植えつけをすると聞いています。現地立会では自然農法でカボチャが植えられていましたが、周囲の草はラウンドアップで倒れている。無農薬で作るという●●氏の意味からいいますと、この状況ではすぐに作付けできないということで、今年はエンバクで土壤改良をするということです。私は●●の土地は見たことがないのですけれども、きれいにされておられるとお聞きしています。

以上、●●氏にきれいにしていただくことが適当と思います。

議 長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委 員 すべてニンニクを植えるのですか。

地区委員 この小さい畑の●●●㎡のところは、法面でビワや柿が植わっています。
そこは畑としては作れないのですけれども、管理はきちんとするようにお話ししています。

委 員 ●●でもニンニクを作っておられるのでしょうか。ここでもニンニクを作るということですが、販売先はあるのですか。

地区委員 あるらしいです。直売店では普通の家庭の方がたくさん買ってくれないかもしれませんが、まとまって買ってくれるところがあるようです。●●の方は●●●㎡、ほ場の周りも非常にきれいにしておられると私は話を聞いただけですが、無農薬ですとなればきれいにしておかないと。

委 員 ニンニクは臭いから虫は寄り付かないのでしょうか。

地区委員 甘いので、虫はある程度来るのではないのでしょうか。

委 員 ●●●●市の方ですが、そちらではしておられないのですか。

委 員 私は●●の担当ですが、こちらで初めてということです。それまでに自然農法でしている方にいろいろ教えてもらってしておられましたが、土地を買ってする

のは●●が初めてということです。そこでニンニクを作ると。３５歳くらいの若い方で、土建業もされておられますが、農業もやりたいということで聞いています。

議 長 他に皆さんからのご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第２２号２番案件の朗読をお願いします。

事務局 【２番案件 朗読】

地区委員 それでは議案第２２号２番案件につきまして、ご説明させていただきます。

【場所説明】

この土地は、●●県●●市に住んでおられる●●●氏、●●●市に住んでおられる●●●氏でお二人の共有名義になっている土地ですが、前から買い手の●氏に利用集積で貸していました。●●●氏は、処分したいということで利用集積の満了をもって売りに出されました。●氏は満了をもって貸してもらえなかったのですけれども、草は刈っておられたらしいです。●●●氏が売りたいということで相手を探したのですけれども見つからなかったということを聞いて、●氏が購入を決めたということです。

●氏は、前借りている土地ですし、この土地の近くに自分で作っている土地もありまして、野菜をたくさん国華園へ出荷されているようです。前借りていた土地ですが、水路が近い方半分は稲を作付けし、水路から遠い方は畑でしょうかなおっしゃっておられました。近くの元々自分で作っておられる土地の管理状況も見に行ったのですが、前も説明した案件ですが、きれいに維持管理されていました。●氏にしていいただいたら、今は草ぼうぼうですが、周りできれいにされていますし、今の状況から考えますと適切なことではないかと私は考えております。

以上よろしくご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第 2 3 号の朗読をお願いします。

事務局 議案第 2 3 号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地転用の申出について

【案件 朗読】

事務局から説明させていただきます。

公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地転用の申出に係る意見書をご覧ください。これは、前回、4 月農業委員会で同名の議案をかけさせていただいているのですが、そのときは、市の南花台中央公園整備事業に伴う廃土を高向・上原の区画整理の区域内に入れさせていただきますという案件でした。

今回は、大阪府の 3 7 1 号石仏バイパス工事に伴って出た土を高向・上原の区画整理の区域内に入れさせてほしいという話が出てきました。

申請者は大阪府知事 吉村洋文と●●●氏他 2 5 名、地目はすべて田●●●●●●㎡、市街化調整区域の農地で、1 2 月 2 5 日までの終わらせるとお聞きしています。

農地の区分ですが、土地区画整理事業地内の農地ですので第 3 種農地となります。

意思決定の理由ですが、一般国道 3 7 1 号石仏バイパス事業に伴う土石の捨て場のための転用であり、土量に対して申請面積等が適正であると認められる。

また、土石の捨て場は、当該区域以外に、事業の目的を達成する場所がなく、土地区画整理事業完了後は、農地としての利用が行われる予定がないため、この事業により、実質上、農地が一切減少することがないと判断しています。このため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないと認められるため、許可相当と判断しています。

【場所説明】

説明は以上です。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委 員 どこに今土は置かれているのですか。

事務局 371号石仏バイパス事業で出た土は、天見に置かれていると聞いています。

委員 発生したのはいつ頃ですか。

都市整備課 トンネル工事は終わっております。大阪府の工事で、受入れが組合ということです。

委員 組合の費用負担はないのですか。

都市整備課 土の運搬は、大阪府の費用です。

委員 前回の分の進捗状況はいかがですか。

都市整備課 南花台の件につきましては、工事業者が8月初めに決まりましたので、順次搬出の準備をさせていただいてまして、おそらく、9月末からということです。9月はじめからは受入工事をさせていただく予定です。

委員 終わってから今回の土を入れるのですか。

都市整備課 同時並行の予定です。

委員 ダンプの数は。

都市整備課 詳細は今後調整となりますが、現在の想定では1日150台程度の見込みです。

議長 他に皆さんからのご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長 他にご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。

これで審議案件は終了しましたので、報告案件に入りたいと思います。

本日、ご報告申し上げます案件は、5件でございます。

ご質問、ご意見につきましては、すべての報告案件の説明終了後にたまわりたいと思います。

それでは、報告第16号3案件続けて朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第16号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

【1番案件から3番案件まで 朗読及び説明】

議長 続いて、報告第17号案件の朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

【案件 朗読及び説明】

議長 続いて、報告第18号案件の朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

【案件 朗読及び説明】

議長 以上、報告案件5件、ご報告をいただきました。皆様のご質問、ご意見を求めます。

委員 報告第16号は農地法4条第1項第7号の転用で、報告第17号は農地法第5条第1項第6号ということで、どちらも市街化区域内ということでよろしいでしょうか。

事務局 どちらも市街化区域内です。

委員 届出者は名義人ということですか。たくさんの方がおられる場合もありますが。

事務局 はい。相続により共有名義になっている土地もございます。

議長 他に皆さんからのご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長 他にご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょ

うか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

河内長野市農業委員会に関する規程第 18 条第 3 項によりここに署名する。

議 長	垣 内 俊 夫	
署名委員	松 浦 孝 次	
署名委員	小 澤 勝	

協 議 会

協議事項

① 9 月定例農業委員会について

開催日 令和 6 年 9 月 9 日（月）午後 1 時 3 0 分から

場 所 行政委員会室

② 活動記録カードについて（8 月分）

③ 大阪農業時報第 8 6 3 号について

令和 6 年 8 月定例農業委員会出欠状況

【農業委員 14 名・推進委員 6 名】

番号	氏 名	委 員 ・ 役 職 名	出欠状況	備 考
1	峯芝 謙次	農業委員・副会長	出席	
2	峯垣外 薫	推進委員	出席	
3	増田 勝紀	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
4	小西 康之	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
5	藪本 源悟	推進委員	欠席	
6	新谷 直美	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
7	谷口 耕一	推進委員	出席	
8	西 定彦	農業委員	出席	
9	垣内 俊夫	農業委員・会長	出席	議長
10	北谷 清一	推進委員	出席	
11	田中 一郎	農業委員	出席	
12	前田 一郎	農業委員	出席	
13	泰中 利郎	推進委員・幹事・企画編集委員	出席	
14	宗野 敏雄	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
15	松浦 孝次	農業委員	出席	議事録署名人
16	池西 一郎	推進委員	出席	
17	小澤 勝	農業委員	出席	議事録署名人
18	村田 洋三	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
19	中野 毅	農業委員	出席	
20	比嘉 一美	農業委員	出席	